明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

改正後	改正前
（調整指導官の職務） **第四条の二**　調整指導官は、刑事施設又は少年院に収容されている者に対する生活環境の調整に関する事務をつかさどる。 （首席審査官の職務） **第五条**　［略］ ［一～六　略］ ［号を削る。］ 七　［略］ 八　収容中の特定保護観察処分少年、少年院からの仮退院を許された者、仮釈放を許された者又は保護観察付一部猶予者についてする特別遵守事項の設定、変更及び取消しに関すること。 九　［略］	（調整指導官の職務） **第四条の二**　調整指導官は、刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容されている者に対する生活環境の調整に関する事務をつかさどる。 （首席審査官の職務） **第五条**　［同上］ ［一～六　同上］ 七　婦人補導院からの仮退院を許し、又はその処分を取り消す処分に関すること（調整指導官の所掌に属するものを除く。）。 八　［同上］ 九　収容中の特定保護観察処分少年、少年院からの仮退院を許された者、仮釈放を許された者、保護観察付一部猶予者又は婦人補導院からの仮退院を許された者についてする特別遵守事項の設定、変更及び取消しに関すること。 十　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○経済産業省環境省令第三号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十三条の十六第七項第四号、第三十三条の二十五第一項及び第三十三条の二十七第七項第四号並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業に係る登録等に関する省令等の一部を改正する省令を次のとおり定める。

令和六年三月二十二日

経済産業大臣　齋藤　健
環境大臣　伊藤信太郎

特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業に係る登録等に関する省令等の一部を改正する省令

（特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業に係る登録等に関する省令の一部改正）

第一条　特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業に係る登録等に関する省令（平成七年総理府・通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条及び次条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

（矯正管区組織規則の一部改正）

第十一条　矯正管区組織規則（平成二十五年法務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（第二部の所掌事務） **第三条**　［略］ 一　刑務所、少年刑務所及び拘置所に収容中の者（以下「刑務所等被収容者」という。）の規律、警備その他これらの施設の保安に関すること。 ［二～八　略］ （成人矯正第一課の所掌事務） **第十条**　［略］ 一　刑務所等被収容者の規律、警備その他刑務所、少年刑務所及び拘置所の保安に関すること。 ［二～六　略］	（第二部の所掌事務） **第三条**　［同上］ 一　刑務所、少年刑務所、拘置所及び婦人補導院に収容中の者（以下「刑務所等被収容者」という。）の規律、警備その他これらの施設の保安に関すること。 ［二～八　同上］ （成人矯正第一課の所掌事務） **第十条**　［同上］ 一　刑務所等被収容者の規律、警備その他刑務所、少年刑務所、拘置所及び婦人補導院の保安に関すること。 ［二～六　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

第二章　経過措置

（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律附則第十一条に規定する法務省令で定める法務省の職員）

第十二条　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律附則第十一条に規定する法務省令で定める法務省の職員は、東京西少年鑑別所庶務課の職員とする。

附　則

この省令は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。